

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	小水力発電整備計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の交換公文	小水力発電整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,415,000千円 2026.12.31まで	2022.1.24 プレトリリア アフリカ) で (同日)	日本側 丸山剛夫在レソト大使 (南アフリカにて兼轄) レソト側 ネヘミア・セコシヤチ・ベレン在南アフリカ共和国レソト高等弁務官	2022.2.9 63号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。